

2012 年 6 月 29 日

厚生労働大臣 小宮山洋子 殿

鹿児島県保険医協会  
会長 高岡



## 入院基本料等算定要件への管理栄養士配置義務化の撤回を求める 緊急要求

前略、貴職の国政に果たされます重責に敬意を表します。

さて、2012 年度診療報酬改定において、栄養管理実施加算が廃止され、すべての病院や有床診療所における入院基本料・特定入院料の算定要件に管理栄養士の配置が義務付けられ、当会会員からも、困惑や疑問視する声が多数寄せられております。そこで、本年 4～5 月に病院・有床診療所の会員に緊急アンケートを実施しました。

アンケート結果では、3 月末日時点で管理栄養実施加算（管理栄養士の雇用が算定要件）を算定している有床診療所はわずか 18% で、管理栄養士の雇用が今後も見込めないが 53% に上り、対応方法は 7% が「閉院」、56% が「入院をやめる」と回答しているなど、約 3 割の有床診療所が病床の存続が困難と考えていることが分かり、自由意見欄には、管理栄養士確保困難の意見が多数寄せられました。

管理栄養士を雇用しようにも見つからない現状について、厚生労働省は管理栄養士の就労可能人口と地域間格差について実態を明らかにし、その上ですべての病院や有床診療所において、配置可能と考える根拠を明確にすべきです。そもそも、今回の要件決定の経緯において、有床診療所の実態が中医協などで議論されることなく、医療費削減ありきでの基準決定に強い怒りを覚えます。

管理栄養士配置について 2014 年 3 月 31 日まで経過措置が設けられましたが、わずか 2 年間ですべての病院や有床診療所に管理栄養士の確保を義務付けすることは実態を無視するものであり、無謀と言わざるを得ません。さらに、管理栄養士の離職等により基準を満たせなくなった場合の猶予期間は 3 ヶ月間しか設けておらず、猶予期間が経過してからは算定していた入院基本料等が算定できなくなります。

このように医療機関の実態を無視した管理栄養士の配置義務化は多くの問題を有しております。病院や有床診療所を閉院や病床閉鎖に追い込み、地域医療を崩壊させると言わざるを得ません。地域医療の崩壊を阻止し、国民の健康を守るためにも、病院や有床診療所に対する一律的な管理栄養士の配置義務化を廃止させ、栄養管理加算の算定要件を従前の独立した点数評価にすべきです。

以上のことを踏まえ、次の対応を早急に講じていただきますよう、お願い致します。

### 記

- 一 病院や有床診療所に対する一律的な管理栄養士の配置義務化を廃止し、従前の独立した点数評価とすること。